



発行 東京都

目次

80

条 例

- 東京都地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例……………（総務局）…三
- 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都情報公開条例の一部を改正する条例……………（生活文化局）…四
- 東京都個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都特定個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…六
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）…六
- 東京都雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例……………（産業労働局）…七
- 都道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（建設局）…七
- 東京都公共下水道及び流域下水道の構造並びに終末処理場の維持管理の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（下水道局）…七
- 東京都公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…七
- 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する

条例のあらまし

- る条例の一部を改正する条例……………（同）…一〇
- 東京都水上安全条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（東京消防庁）…二
- 東京都地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例（条例第八三号）
 - 一 地方独立行政法人東京都立病院機構の設立に伴い、東京都地方独立行政法人評価委員会の委員の定数を改めます。
 - 二 この条例は、公布の日から施行します。
- 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（条例第八四号）
 - 一 職員の服務の宣誓に関する政令の一部を改正する政令（令和三年政令第六八号）の施行を踏まえ、服務の宣誓に係る規定を改めます。
 - 二 この条例は、公布の日から施行します。
- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第八五号）
 - 一 新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における特殊勤務手当の支給範囲の特例を定めます。
 - 二 この条例は、公布の日から施行し、令和三年六月一二日から適用します。
- 東京都情報公開条例の一部を改正する条例（条例第八六号）
 - 一 デジタル庁設置法（令和三年法律第三六号）の施行による地方自治法（昭和二

二年法律第六七号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例(条例第八七号)

一 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三七号。以下「デジタル社会形成整備法」という。)等の施行による独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成一五年法律第五九号)の廃止等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、デジタル社会形成整備法附則第一条第四号に規定する日ほかから施行します。

●東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(条例第八八号)

一 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三七号)等の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二五年法律第二七号)の改正等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第八九号)

一 高等学校教育の振興及び特別支援教育の推進を図るため、都立高等学校及び都立特別支援学校を設置します。

(一) 高等学校

名称 東京都立小台橋高等学校

位置 足立区小台二丁目一番三二号

(二) 特別支援学校

名称 東京都立立川学園

位置 立川市栄町一丁目一五番地の七

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第九〇号)

一 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三一七号)の施行による特定都市河川浸水被害対策法(平成一五年法律第七七号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日から施行します。

●東京都雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第九一号)

一 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三一七号)の施行による特定都市河川浸水被害対策法(平成一五年法律第七七号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日から施行します。

●東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例(条例第九二号)

一 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第七〇号)の施行による産業競争力強化法(平成二五年法律第九八号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●都道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第九三号)

一 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和三年国土交通省令第一二二号)の施行による移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成一八年国土交通省令第一一六号)の改

正に伴い、所要の改正を行います。
二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都公共下水道及び流域下水道の構造並びに終末処理場の維持管理の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第九四号)

一 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 (令和三年法律第三一号) の施行による下水道法 (昭和三十三年法律第七九号) の改正に伴い、規定を整備します。
二 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日から施行します。

●東京都公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (条例第九五号)

一 職員の服務の宣誓に関する政令の一部を改正する政令 (令和三年政令第六八号) の施行を踏まえ、服務の宣誓に係る規定を改めます。
二 この条例は、公布の日から施行します。

●警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第九六号)

一 災害対策基本法等の一部を改正する法律 (令和三年法律第三〇号) の施行による災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二二三号) の改正に伴い、規定を整備します。
二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第九七号)

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 (令和二年国家公安委員会規則第一二二号) の施行に伴い、信号機に関する基準を改めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都水上安全条例の一部を改正する条例 (条例第九八号)

一 海上交通安全法等の一部を改正する法律 (令和三年法律第五三号) の施行による港則法 (昭和二十三年法律第一七四号) の改正に伴い、規定を整備します。
二 この条例は、公布の日から施行します。

●公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (条例第九九号)

一 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律 (令和三年法律第四五号) の施行に伴い、規定を整備します。
二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一〇〇号)

一 災害対策基本法等の一部を改正する法律 (令和三年法律第三〇号) の施行による災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二二三号) の改正に伴い、規定を整備します。
二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

東京都地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

●東京都条例第八十三号

東京都知事 小 池 百合子

東京都地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

東京都地方独立行政法人評価委員会条例 (平成十六年東京都条例第一百十八号) の一部

を次のように改正する。

第三条第一項中「二十一人」を「二十八人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の仕事の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十四号

職員の仕事の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の仕事の宣誓に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「任命権者の定める上級の公務員の前で」を削り、「に署名」を「を任命権者に提出」に、「但し」を「ただし」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都職員の仕事手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十五号

東京都職員の仕事手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の仕事手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第六条第一項第一号に規定する場合のうち」を削り、「については」の下に「第六条第一項第一号中「又は」とあるのは「予防接種を行う業務に従事したとき、又は」とを加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「同号」を「同条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都職員の仕事手当に関する条例附則第三項の規定は、令和三年六月十二日から適用する。

東京都情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十六号

東京都情報公開条例の一部を改正する条例

東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）の一部を次のように改正する。
第七条第一号中「若しくは第二項に規定する機関」の下に「デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関であるデジタル庁」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十七号

東京都個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

東京都個人情報保護に関する条例（平成二年東京都条例第一百三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び第八章」を「第八章、第三十条第四項及び第三十条の二」に改め、同条第六項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第二条第九項」に改める。

第三条第三項中「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」を

「法」に改め、「第八章」の下に、「第三十条第四項及び第三十条の二」を加える。
 第十六条第一号中「若しくは第二項に規定する機関」の下に、「デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関であるデジタル庁」を加える。

第三十条第四項第一号中「第五十二条第一項」を「第五十二条各号（第二号を除く。）」に改める。

第三十条の二中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章」を「法第五章第四節」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第四号に規定する日から施行する。ただし、第十六条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十八号

東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「であつて、実施機関が保有するもの又は行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）以外の者が保有するもの」を削り、同条第十五項中「行政機関の長等（行政機関を「行政機関（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関をいう。）」に改め、「独

立行政法人等」の下に「（同条第九項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）」を加え、「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改め、「をいう。」を削り、「同条第七号又は第八号」を「同条第八号又は第九号」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五条第三項中「第十九条第十二号及び第十四号から第十六号まで」を「第十九条第十三号及び第十五号から第十七号まで」に改める。

第七条第二項中「第八条」を「次条」に改める。

第十八条第一項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第八号又は第九号」に改める。

第十九条第一項及び第二十一条中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第八号又は第九号」に改める。

第二十三条第二項中「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十九条」を「個人情報保護法第二百七条」に改める。

第二十五条中「第十九条第十二号及び第十四号から第十六号まで」を「第十九条第十三号及び第十五号から第十七号まで」に改める。

第三十条第一号中「若しくは第二項に規定する機関」の下に、「デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関であるデジタル庁」を加える。

第四十条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四十六条中「行政機関個人情報保護法第四章」を「個人情報保護法第五章第四節」に改める。

第二条 東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「第二百七条」を「第三百十条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第二条第二項及び第十五項（「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める部分及び「同条第七号又は第八号」

を「同条第八号又は第九号」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める部分を除く。）、第二十三条第二項並びに第四十六条の改正規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号。以下「デジタル社会形成整備法」という。） 附則第一条第四号に規定する政令で定める日

二 第二条の規定 デジタル社会形成整備法附則第一条第七号に規定する政令で定める日

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十九号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中

同 荒川商業高等学校 同 小台二丁目一番三十一号 を

同 荒川商業高等学校 同 小台二丁目一番三十一号 に改め、

同 小台橋高等学校 同 小台二丁目一番三十一号

同表五の項中

同 久我山青光学園 世田谷区北烏山四丁目三十七番二号 を

同 久我山青光学園 世田谷区北烏山四丁目三十七番一号 に改める。

同 立川学園 立川市栄町一丁目十五番地の七

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部第十三の款一の項中「第九条」を「第三十条」に改め、同款二の項中「第十六条」を「第三十七条」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

東京都雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十一号

東京都雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例

の一部を改正する条例

東京都雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条第三項及び第二十四条第一項」を「第三十八条第三項及び第四十五条第一項」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第九十二号

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十年東京都条例第二百一十一号）の一部を次のように改正する。第三条第七号中「第二条第十五項」を「第二条第二十項」に、「同条第十六項」を「同条第二十一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

都道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第九十三号

都道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

都道における移動等円滑化の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百九十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第一条・第二条）」を「（第一条―第二条の二）」に改め、「歩道等」の下に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断施設」、「乗合自動車停留所」、「路面電車停留場等」及び「自動車駐車場」の下に「の構造」を加え、「第七章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第二十六条―第二十九条）」を「第七章 旅客特定車両停留施設の構造（第二十六条―第三十六条）」に改め、「第八章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第三十七条―第四十条）」に改める。

改める。

第二条第一項第二号中「自転車歩行者道」の下に「、自転車歩行者専用道路（道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車歩行者専用道路をいう。以下同じ。）」を、「歩行者専用道路（同項に規定する歩行者専用道路をいう。以下同じ。）」を、「自動車駐車場」の下に「若しくは旅客特定車両停留施設」を、「必要な幅員」の下に「又は都道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百七号）第四十四条第一項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」を加える。

第一章中第二条の次に次の一条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第二条の二 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第二章 歩道等」を「第二章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第三条中「設ける都道」の下に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第四条中「又は」を「若しくは」に改め、「歩道等」という。の下に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第五条及び第六条中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第九条第一項中「者」の下に「（以下「車椅子使用者」という。）」を加える。

「第三章 立体横断施設」を「第三章 立体横断施設の構造」に改める。

「第一章中「以下同じ。）」を「第二十九条において同じ。）」に改める。

「第四章 乗合自動車停留所」を「第四章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第五章 路面電車停留場等」を「第五章 路面電車停留場等の構造」に改める。

「第六章 自動車駐車場」を「第六章 自動車駐車場の構造」に改める。

第二十九条第一項中「及び」を「、自転車歩行者専用道路等及び」に改め、同条第二項本文中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改める。

施設の路面又は床面」に改め、同条を第四十条とする。

第二十八条中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の二項を加える。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第二十八条を第三十九条とする。

第二十七条第一項中「歩道等」の下に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場の通路及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と規則で定める基準を満たす乗降口に設ける操作盤、前条第六項の規定により設ける設備（音によるものを除く。）、便所の出入口並びに第三十五条第一項及び第三項の基準を満たす乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であつて、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第二十七条を第三十八条とする。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第五項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの

設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、規則で定める基準を満たすものとする。

5 公共用通路に直接通じる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第二十六条第三項に規定する場合に該当し、同条第二項に規定するエレベーター又は同項ただし書に規定する規則で定める基準を満たす昇降機を設けないときは、同条第三項に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この項において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通じる出入口の付近その他の適当な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第七章中第二十六条を第三十七条とする。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 旅客特定車両停留施設の構造

（通路）

第二十六条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第一条第一号から第三号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

2 前項の一以上の通路（以下「移動等円滑化が行われた通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定める基準を満たす昇降機をもつてこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第二十八条の基準を満たすものに限る。）又は傾斜路（第二十九条の基準を満たすものに限る。）を利用することにより高齢者、障害

者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合その他規則で定める場合は、前項の規定によらないことができる。

4 旅客特定車両停留施設の通路の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(出入口)

第二十七条 移動等円滑化が行われた通路及び公共用通路の出入口の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(エレベーター)

第二十八条 移動等円滑化が行われた通路に設けるエレベーターの構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(傾斜路)

第二十九条 移動等円滑化が行われた通路に設ける傾斜路の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 移動等円滑化が行われた通路に設ける傾斜路の床の表面は、平坦で、滑りにくい仕上げとするものとする。

(エスカレーター)

第三十条 移動等円滑化が行われた通路に設けるエスカレーターの構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

2 移動等円滑化が行われた通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第三十一条 移動等円滑化が行われた通路に設ける階段の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(乗降場)

第三十二条 旅客特定車両停留施設の乗降場の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(運行情報提供設備)

第三十三条 旅客特定車両停留施設には、旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第三十四条 旅客特定車両停留施設に設ける便所の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第三十五条 旅客特定車両停留施設に乗車券等販売所を設ける場合、そのうち一以上は、規則で定める基準を満たす構造とするものとする。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合において、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第三十六条 旅客特定車両停留施設の乗車券等販売所に券売機を設ける場合、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。次項において同じ。）のこの条例による改正後の都道における移動等円滑化の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二項第一号第二号に規定する自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路については、改正後の条例第四条から第六条まで、第三十八条第一項、第三十九条第一項及び第四十条

第一項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十二号に規定する旅客特定車両停留施設については、改正後の条例第七章、第三十七条第三項から第六項まで、第三十八条第一項から第三項まで、第三十九条第二項及び第三項並びに第四十条第二項の規定は、適用しない。

東京都公共下水道及び流域下水道の構造並びに終末処理場の維持管理の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十四号

東京都公共下水道及び流域下水道の構造並びに終末処理場の維持管理の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都公共下水道及び流域下水道の構造並びに終末処理場の維持管理の基準に関する条例（平成二十五年東京都条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の十八に」を「第二十五条の三十に」に、「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十一第一項」に改める。

附則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

東京都公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十五号

東京都公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

東京都公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の面前で別記様式」を「に別記様式」に、「に署名」を「を提出」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十六号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号中「、避難勧告」を削る。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十七号

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例
(平成二十四年東京都条例第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ中「もの」の下に「(当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都水上安全条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十八号

東京都水上安全条例の一部を改正する条例

東京都水上安全条例(平成三十年東京都条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「第二十五条」を「第二十四条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十九号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を

改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十七年東京都条例第百三号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百号

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「、避難勧告」を削る。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、この条例による改正前の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給されるものについては、なお従前の例による。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

